

令和2年3月定例会 江西照康議会傍聴ダイジェスト (予定)令和2年3月6日(金) 13時55分より

持ち時間45分 一問一答方式

今回も市民目
線で質問します！

12番
江西
照康



***3月6日(金)**
4番目の順番で質問
します。午後1時55分
頃からの予定です。私
の前の議員の質問が、
短くなることもあるた
め、私の質問時間が**早
まる**ことも考えられま
す。
尚、今回の定例会は
コロナウイルス流行の
恐れがあるため、私の
事務所でのパブリック
ビューイング、**議場傍
聴席へのお誘いは控え
させていただきます。**
よろしければ、ケー
ブルテレビやインタ―
ネットの生中継をご覧
いただけますと幸いです。

市議会会派自民党
副政調会長
経済環境委員会委員長
議会改革検討調査会
座長
議会運営委員会委員
政務活動費のあり方
検討委員会委員

**3月議会は
令和2年度
予算を審議**

令和元年度最後とな
る令和2年3月定例議会
が開会しました。今期を
もって引退の意向を表明
する森市長にとっては、
戦略的な姿勢で取り組む
最後の予算となります。
まちづくりネクストス
テージ特別枠予算はその
象徴的なものといえます。

**まちづくりネクスト
ステージ特別枠**

森市長は、コンパクト
シティ政策など、立地適
正化を含む都市政策や国
際交流を通じて先進的イ
メージを図ったり、環境

江西照康

未来都市など世界
の潮流の先端を走
る政策に力を注が
れてきたと思いま
す。
また、市長就任
直後から話題となっ
た、ライトレールがちょ
うど南北一体化するこ
とで、まさに節目を迎えて
いるのは間違いありませ
ん。まちづくりネクスト
ステージ特別枠と銘う
つた予算は、その節目の集
大成と次のステージへ向
けた起爆材になることを
期待したものでしょう。
委員会において、それ
らの予算はしっかり審議
していきたいと思いま
すが、議場での一般質問で
は、それらの華々しい政
策の裏側で、日の当たら
ないところに光が当たる
よう、一生懸命頑張った
と考えています。



本傍聴ダイジェストは、パブリックビューイングと
して、私の後援会事務所にお越しいただいた方
や、議場に傍聴に来られた方用に、29年12月議
会より作成しているものです。
実際の質問用の資料は、取り留めもなく多く
なります。本ダイジェストでそれらをまとめるこ
とにより、自分自身でも質問の整理ができるよ
うになりました。
せっかく作るので、できる限り多くの方に見て
いただきたいと考え、配布先を入れ替えながら
郵送も開始しました。

私の質問の際に、どういう考えで質問をしてい
るか、何を目標しているのか、本資料を参考に
お付き合いますようお願い申し上げます。
議会質問は、ケーブルテレビとインタ―
ネットで生中継されます。インターネット
では、数日後録画もアップされます。
バーコードをスマホで読み取っていただ
くとご覧いただけます。

議員活動報告

平成28年11月の補欠選挙で当選して以来、全定例
会において一問一答による質問をしてきました。質
問の形をとりますが、目的は政策の提案であり、日
頃会話する機会の少ない市長と、対等な立場で問答
するためです。

富山市政における夢や
希望を唱えて選挙に出ま
したが、実際のところ政
策の執行は市長をトップ
とする執行部です。市議
会議員は当局から出され
た議案や日頃の運用をチェ
ックするのが仕事であり、
そのチェックを通じて、
こんなことをするより、
こうすべきといった提案
を積み重ねるしかないと
考えています。

基本的に行政の担当者
はその部門のプロフェッ
ショナルであり、議員は
調査研究をした上で挑ま
ねばともに相手すらす
れません。ところが、委
員会などの会議でもそ
うですが、自分の過去の経
験から出てくる思いっ
きの発言を述べるだけの
井戸端会議の様相も富山
市議会では良く見られま
す。

市政報告会 開催します

皆様のご意見
私の活動報告

富山市政の現状、市民の要望、議員の活動報告などについて、市民の皆様と話し合います。

開催場所：富山市民会館
開催日時：令和2年3月6日(金) 13時55分より

富山市議会議員 江西照康

一緒に語り合いませんか

今年度は、いくつかの町内会と一
つの業界団体で市政報告会を開催さ
せていただきました。
私の市政報告会では、ただの夢や
理念のような抽象的な話ではなく、
実際の取組やそれに繋がるお話をさ
せていただきます。また、私以外に
熱意を持った取組を行う県議その他
の議員と共同で開催させていただく
場合もあります。
皆様からいただくご意見を、でき
る限り私の政策に反映させるよう努
力していきます。
富山市政に思いを届けたいという



森市長は、相当の研究
家であり、読書量も半端
ではありません。
そんな市長に対し、薄っ
ぺらい意見が通用するわ
けがありません。

視察今年度は3ヶ所

調査研究は書籍や、過
去の議事録、既に行政機
関が発表している資料を
読み込むことが第一です
が、政務活動費を活用し
、先進的な取組を行う事例
を視察することも大切だ
と考えています。富山市
で実現できないことを実
際に実現しているからで
す。

今年度は、①デマンド

方はお気軽にお声をかけ下さい。

*但し、私は自民党議員でありま
すので、校内内に現職の自民党議員
がいる地域や自民党に嫌悪感をお持
ちの方を中心としているお集まりの
場合、ご期待にそえない場合があり
ます。



ex: 補助金申請書などについて
子育支援センターの運営について
難民スクールの設置について
小学校施設の整備について

タクシーにウーバーシ
テムを活用する京丹後市
②市街化区域の農地を市
街化調整区域並みに取り
扱う生産緑地制度を導入
した高知市、③地震後の
津波対策として、景観に
溶け込む盛土式の避難所
の丘を造成する宮崎市の
3ヶ所を視察してきま
した。公共交通と生産緑
地については、議会質問
もしていますし、自身の
取り組む政策そのもので
もありません。
かかった費用や、どの
ような視察で、どのよう
に市政に反映する所存か
は、来年度にインターネッ
トで公開されます。

成している最中の日曜日、
左のフリートークに参加
してきました。
一部の方々、今でも
政務活動費を自由に使っ
ていると思っておられた
ようで、少し誤解が解け
たことは良かったと思
います。
正直なところ、参加メ
ンバーの方の多くは、自
民党があまり好きではな
い方々ですが、少しづつ
理解してもらえればと思
います。

本紙作成および配布に当たり、第
1号より、**政務活動費は一切使用し
ていません。**
議員個人又は後援会の広報誌の印
刷及び発送費は、現在の富山市議会
の政務活動費の運用指針において支
出できないこととなっています。
連絡先
江西照康
富山市議会控室
076-443-2152
後援会事務所・自民党倉垣支部
076-435-1000

①放課後デイサービス ②市街化調整区域の開発について

放課後等デイサービスは就学している障害児に授業の終了後、または休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うことを、その目的としている。学校以外での教育が主

①放課後等デイサービスについて

目的であるが、一般児童を対象とした子ども会や放課後児童クラブのいわゆる学童と呼ばれるサービス、保護者が帰宅するまでの間、家庭に代わる安全な生活の場を提供す

少子化の流れどおり、富山市の児童数は減少してきている。ところが、富山市の小学校の特別支援学級とその児童数は増加してきている。

進む少子化に反し 増える特別支援学級

るという意味も強い。

富山市立小・中学校 特別支援学級の推移								
小学校	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	合計	
H22	50	1	0	1	3	31	86	
H23	51	2	0	1	3	34	91	
H24	50	2	0	1	3	38	94	
H25	53	4	0	1	2	42	102	
H26	54	4	0	1	2	43	104	
H27	57	7	1	1	2	45	113	
H28	58	8	1	3	2	47	119	
H29	57	8	2	3	2	49	121	
H30	61	8	2	3	1	49	124	
R元	65	6	2	3	1	56	133	

中学校	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	合計	
H22	20	0	0	0	0	11	31	
H23	23	1	0	0	0	14	38	
H24	23	1	0	1	0	14	39	
H25	24	2	0	2	0	14	42	
H26	24	1	0	3	0	15	43	
H27	27	1	0	2	0	15	45	
H28	29	0	0	2	0	14	45	
H29	25	0	0	1	0	19	45	
H30	27	0	0	3	0	21	51	
R元	25	2	0	2	0	22	51	

福祉サービス 受給者証

受給者にとって、やさしい手続きを体制を

その為、その子供たちを受け入れる放課後等デイサービスの施設数が足りず、保護者の方から何とかならないものかという声を聞くことが多くなっ

た。サ―ビスを受給する為には、左の受給者証が必要となるが、これは1年ごとに更新される。

ところが、更新日を過ぎても、受給者証の更新が完了しないという事態が発生していた。事業者が、行政に費用請求する前までの間に受給者証の発行さえできれば、行政と事業者の間の清算に支障がないから問題は無いとのことであるが、この発想は、受給者の気持ちを無視した横柄なものであると言わざるをえない。

かを判定する為に、更新手続きをする以上、更新日までに新たな受給者証が手元になれば、受給者は不安で仕方ない。また、更新手続きの際に、子どもを連れて窓口に行かねばならないという。多動性がある子ども、保護者の苦勞はとても大きい。

このことについて、当局にその意義を確認したところ、子どもの確認の為というが、特段専門的な知識を持たない一般職員が担当することも有るから、深い意味を持たないお役所仕事である。私には、問題があれば同行せずとも良いこととすると回答してきたが、議場の場で公にしておきたい。

②市街化調整区域の開発について

児童数が減少する中で、小規模な学校が増えていく現状と、より良い教育環境を目指す小中学校の将来のあり方を、教育委員会が、地域の自治振興会とPTAで検討する会を昨年の7月から今年の1月にかけて市内全域で開催した。

小規模校のメリットデメリットが説明され、各校のPTA代表にアンケートが手渡されたが、参考データは調整区域に存在する小学校には悲観的な数値の羅列である。いよいよ富山市でさえも人口減少が教育を論じるテーマに上がってきた

影響は都市計画のみならず 教育や空家、道路、橋梁の維持、その他諸々

積極的な農業投資を行うというものがあったが、現状では見る影もない。

ある市民の方から、市街化調整区域内にある集落で先祖代々引き継いだ古い農家住宅をアパートに建替えることはできないかとの相談を受けた。

欲しい建物は建たず
そぐでない施設はok

この方もそうであるが、購入したわけではなく先祖から引き継いだ家屋を複数持つ人が増えている。農家住宅であるから、納屋や蔵を含め敷地も大きく、解体するにしてもその後の管理を持て余してしまう。お困りの内容はあるが、一応集落の役員の方から反対はないかを確認した。

市街化区域内において、アパートは、工業専用地域を除いて、全ての地域で建築が可能である。しかしながら、市街化調整区域では、どの角度から当局と交渉してもアパートが建築できない。アパート建築を認めると、市街化の恐れがあるからだという。

用途地域においては
アパートはほぼOだが

住宅を建てるための農振除外手続き の期間短縮化（昨年の11月頃から）

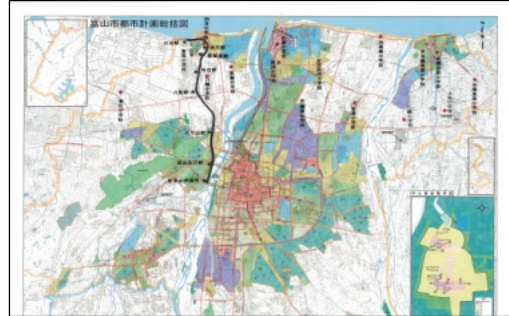
項目	以前	改善後
受付回数	年4回以内	年12回以内
書類整備・提出（市事務）	約40日	約50日
先行計画同意前の事前協議	先行計画の同意までは、次の計画の事前協議は受けない	先行計画同意前でも事前協議を受付
事前調整日数（県と市との調整）	県では設定していないが、本市の事例では、約60日～約100日	約50日 県：確認・質問約20日 市：修正・回答約20日 最終調整 約10日
事前協議（県庁内照会）	県では設定していないが、本市の事例では、約30日	25日
広告縦欄	30日	30日 対外的に説明がつけば市町村の判断において短縮実施可
異議申立	15日	15日
本協議	約10日	5日
広告	約7日	約7日
全体日数（目安）	約250日	約180日

平成30年12月定例議会（12月10日）における、私の質問に対し、市長が改善を目指すと答弁した農振除外の改善状況です。約2～3ヶ月早くなったことと、受付が毎月になりました。富山市からはもっと強い要望を県に発信しています。

今や瀕死の集落に相当なカンプル剤を打ったとしても市街化することなどないだろう。逆に何か政策を打たねば、集落消滅の危機があるのである。市街化調整区域に建築物を建てる開発行為を行

うには、大変厳しい規制がある。しかし、柱と屋根のない施設は、建築指導課の規制を受けることなくいとも簡単に出来てしまう。

平成30年12月議会の傍聴ダイジェストに掲載した、富山市の都市計画図。白色の調整区域は北側に多い



市街化調整区域では、その集落に縁のない業者の、まるで作業現場ともいえる資材置場ができて、規制することが難しい。

環境に負荷をかけない、正式な設備を持った廃棄物処理業者のプラントは建設できなくとも、屋根のない状態で、雑品を積み上げる施設は、田園の中に設置することができてしまう。

まさに市街化調整区域は開発行為において踏んだり蹴ったりである。集落は長い歴史を持ち、伝統行事をはじめ、産業や地縁社会を育んできた。これからも、勤勉な富山市民の故郷として栄え続けるべきなのである。

今まさにこの地区計画に取り組むべき時ではないだろうか。それにより地域の意見を集約した街づくり（村づくり）を可能としたい。

市長の見解を問うとともに、一石を投じたい。

用語解説 市街化調整区域

市街化区域の目的は、計画的に市街化を図るべき区域であるのに対し、調整区域は抑制すべき区域。都市的投資は、積極的に行うに対し、行わない。都市施設は一体的に定めるに対し、定めない。市街地開発は、積極的に行うに対し、行わない。開発行為は許可するに対し、許可しない。

という許せない原則地域